256

事務名

バリアフリー法に基づく認定事務

(令和7年9月16日改訂)

## 事務処理フロー図

## 作成部署 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課・第二課・第三課

電話 (建築指導第一課) 042-548-2058

(建築指導第二課) 042-313-3409

(建築指導第三課) 042-23-3692

《事務処理フロー図》			
申請者	□ 標準処理期間 計 35 日 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
多摩建築指導事務所	◆		
多摩建築指導事務所(建築主事)	◆ (建築確認審査) (建築確認審査) ※バリアフリー法の認定は、確認済証取得後でも受けられます。 (その場合、破線のフローはありません。		

## 《事務処理フロー図の説明》

項番	項 目	説明	
1	受付	申 バリアフリー法の認定を受けるために必要な認 定申請書類と建築基準法に関する確認を受けるた めに必要な確認申請書類を同時に受け付けます。	
2	計画の通知の事 務処理	バリアフリー法に基づく認定申請書類と共に提出された建築基準法に関する確認申請書類を、所長名で建築主事あてに通知します。	
3	実質審査	認定申請書の内容について審査基準に適合してい るかどうかを審査します。	
4	認定手続	バリアフリー法の実質審査を終え建築主事からの 建築基準法上の適合通知をうけたのち、バリアフ リー法の認定の事務処理をします。	
5	通知	バリアフリー法の認定を申請者に通知します。	